

懲戒処分以外の処分の実施状況

(令和6年3月)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
6.3.8	文書訓告	公立小学校 校 長	令和5年10月、16歳未満の者に自身の性的画像を撮影、送信させるとともに、同者に対してわいせつな行為をしたことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6.3.8 免職)

【問い合わせ先】

義務教育課 [直通：089-912-2942 (県庁内線：2942)]